令和４年度　介護職員処遇改善交付加算・介護職員等特定処遇改善交付金及び介護職員処遇改善支援補助金支給要領

1. 事業の目的

介護職員や施設で働く職員について他の業種との賃金格差を更に縮め、介護が確固とした雇用の場として更に成長していけるよう、介護職員等の処遇改善を進めていくことを目的とする。

2. 交付加算の仕組み

介護職員処遇改善交付加算及び介護職員等特定処遇改善交付金は、介護サービス提供に係る介護報酬に一定の率をそれぞれ乗じて得た額を、毎月の介護報酬と併せて交付し、事業年度ごとに事業者が提出する実績報告に基づき交付する。余剰金が発生した場合には、その額を返還する。

介護職員等処遇改善補助金は、対象とする職員全員の月額の賃金改善額を補助する。

・介護職員処遇改善交付加算　　：特養、ショートは8.3％ デイは5.9％
・介護職員等特定処遇改善交付金：特養：2.7％、ショート：2.3％、デイ：1.2％
・介護職員処遇改善支援補助金　：収入の1～3％程度（4年2月から前倒し）

3. 職員への支給方法

交付加算及び交付金は、社会福祉法人協助会職員給与規定第６条３項・同条４項・第２６条２項による昇給及び一時金にて、補助金は同３１条により理事長が別に定めるところにより毎月支給することができるものとする。

4. 対象職員

介護職員処遇改善交付加算　　：　直接処遇職員（臨時職員を含む）。
介護職員等特定処遇改善交付金：　直接処遇職員及び施設に働く年収４４０万円以下の職員（臨時職員を含む）
介護職員処遇改善支援補助金　：　直接処遇職員等（臨時職員を含む）。看護職員

5. 支給の期間

交付加算及び交付金は令和３年４月から令和４年３月までのサービス提供分を令和３年６月から令和４年５月までの期間に１２か月分の交付加算として受給するため、令和３年度の昇給分と一時金として令和４年５月末日に令和３年度介護職員処遇改善交付加算（特定を含む）を直接処遇職員などに支給することができるものとする。

又、補助金は処遇支援金として、毎月直接処遇職員等に支給することができるものとする。

令和４年度（交付加算・交付金）

	R3.4	R3.5	R3.6	中略	R4.3	R4.4	R4.5
サービス提供月	←	―	―		→		
交付金受給月			←		―	―	→
支給月	○	○	○		○	○	○一時金

※　支給基準日はサービス提供月の最終月の１日に入職している職員とし、かつ令和４年５月末日に在職している職員への支給とする。